篤信の檀那、之を得る時

定光寺 乙川文英

平成二十八年三月二十五日 加茂法話会

仏の言く、 第信の檀那、之を得る時、 とそしん だんな これ う とき 仏ぶっぽう 断絶せず (『洞谷記』)

【参考】

施には、 である。 善道に導くことであり、 にないものを施し奉仕するのが義務でなければならない。 法を盗んでいるのに等しい。 出家の法施によって教化救済を受けながら、出家の経済生活を支持しないとすれば、 ただ在家からの衣食の供養を貪るのでは、 ならず、 めに供養するものである。出家が信者に教法を施さず、信仰の指導をなすことなく 大きく別ければ、法施と財施の二つがある。 また実際に期待していないとしても、 一般に法施は出家が在家のために施すものであり、 財施とは金銀財法や衣食住などの物質的なものを施すこと 財でも法でも、それを施す人はその報いを期待しては 財を盗んでいるのに等しい。 施される人は、 (中略) 法施とは教法を施して (水野弘元『修証義講話』) 財施は在家が出家のた それに対して、 また在家が 相手